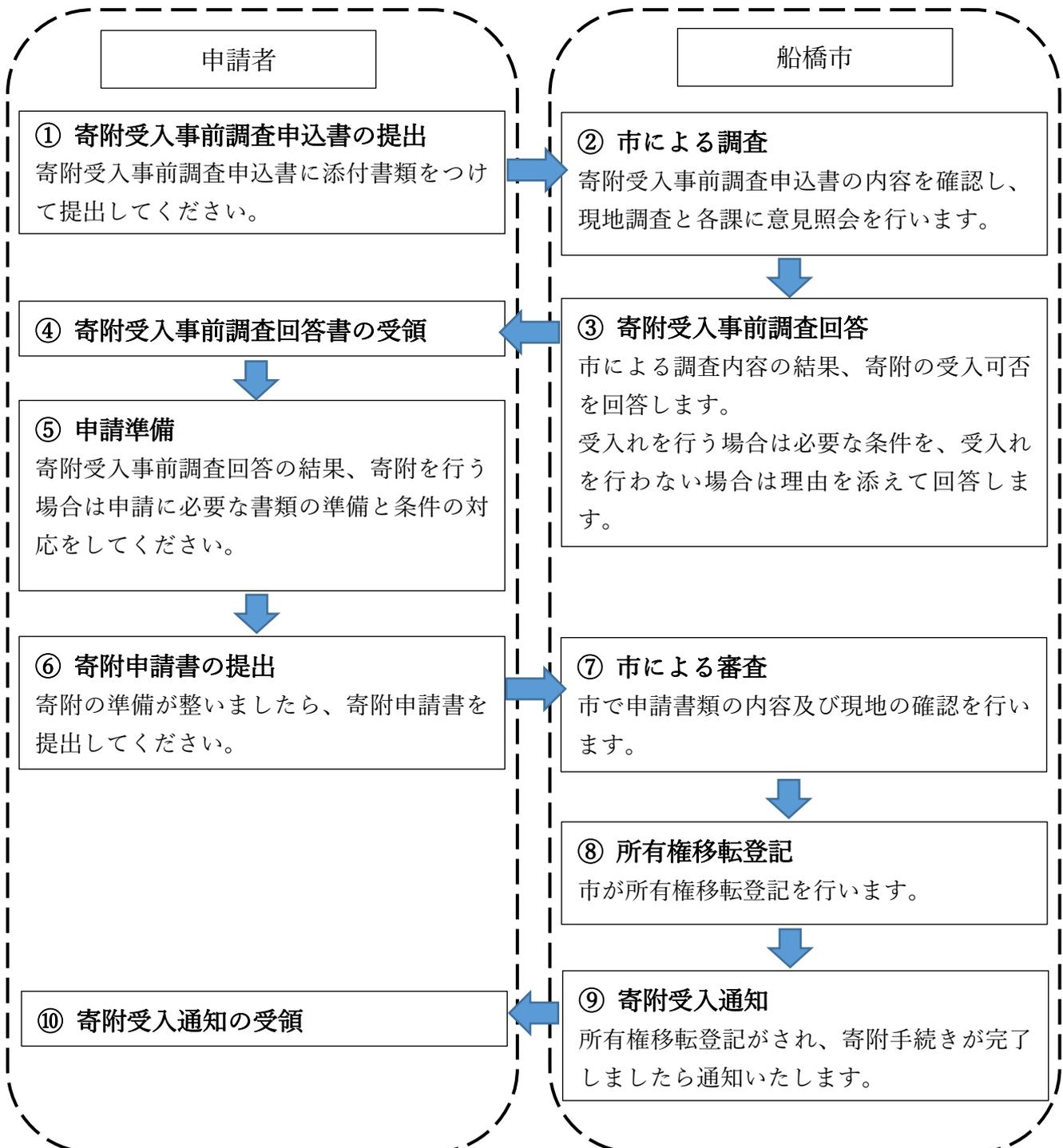


# 道路拡幅用地を市に寄附するとき

道路拡幅用地の寄附とは、市道や認定外公道に隣接して一体となって一般交通の用に供する私有地を船橋市が道路用地として受け入れ、道路敷地の所有権を船橋市に移転することで市の道路用地として管理していくための申請手続きです。市が行う所有権移転の嘱託登記以外で発生する諸費用は申請者様の負担となります。

## 【寄附の流れについて】

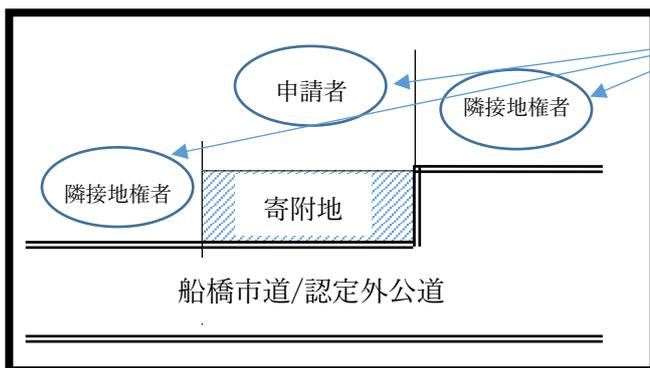


### 【寄附受入事前調査】

- ・ 寄附が受入可能かどうか市で調査を行います。
- ・ 事前調査の回答までに約1か月かかります。申請時期や申請の内容により回答までにさらに時間がかかる場合もあります。
- ・ 事前調査の回答により市で受入れ可能と判断した場合には、寄附に必要な条件を通知します。各条件への対応後に寄附申請を行うことができます。
- ・ 寄附受入事前調査の際は寄附受入事前調査申込書と以下の書類を提出してください。
  - 案内図（申請地に目印をつけてください）
  - 公図写し（分筆前でも提出できます）
  - 登記事項証明書（分筆前でも提出できます）
  - 現地写真（寄附箇所がわかるようにしてください）

### 【寄附申請までに整える主要な条件】

- ・ 舗装をしてください。
- ・ 地上占用物(電柱等)・私有の地下埋設物については、原則として、移設及び撤去を行ってください。
- ・ 道路敷地の排水施設についても寄附してください。  
(私有の排水管は、下水道河川管理課に寄附の相談をしてください。道路施設に付随する排水施設(側溝等)については道路部分と同時に道路管理課へ寄附いただきます。)
- ・ 分筆作業を行ってください。
- ・ 道路敷地と私有地との境界部分には境界標を埋設し、一点以上で接する隣接地と境界確認書を取得してください。



申請者を含めて全員の境界確認書が必要になります。

- ・ 道路境界が確定したら道路境界確定図を作成してください。
- ・ 寄附地の所有権が正しく登記されており、架空線等に対する地役権を除く所有権以外の権利がないようにしてください。

※上記のほか、寄附受入事前調査回答後に申請内容毎の条件が追加されます。